

出資証券廃止のお知らせ

平素より当 J A の事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、組合員の皆様からお預かりした出資金については、従前より出資証券を発行して参りましたが、全国的な「出資証券」の電子化に伴う証券廃止の流れの中で、当 J A においても、**令和 3 年 4 月 1 日 (木) より出資金の電子管理に移行し、出資証券を廃止することと致します。**

出資証券の廃止に伴い、現在お持ちの出資証券は無効となりますが、お預かりしている出資金ならびに組合員としての権利等については、これまでと変わりはありません。今後も電子データにより厳格な残高管理を行うとともに、下記のとおりご対応させていただきますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点は、当 J A 本店・管理部までお問い合わせ下さい。

記

1. 出資証券廃止の実施時期について

令和 3 年 4 月 1 日 (木) より

2. 現行出資証券の取り扱いについて

現行発行の出資証券は令和 3 年 4 月 1 日より無効となります。回収は致しませんので、お手数ですがご自身で廃棄をして頂きたく、お願い申し上げます。

3. 出資証券廃止後の対応について

- (1) 組合員の皆様の出資金残高は、令和 3 年 3 月 31 日現在の出資金残高を令和 3 年 7 月の「出資配当金のお知らせ」の際ご通知申し上げます。また、組合員様からのご請求時には「出資金残高証明書」を随時発行致します。以降、毎年の「出資配当金のお知らせ」の際に残高表示を致します。
- (2) 新規のご加入があった場合に、「加入承諾書」、「出資金残高証明書」を作成し組合員様に交付することで取引内容を通知します。
- (3) 譲渡・相続時などの対応として、組合員様の依頼により「出資金残高証明書」を発行します。
- (4) 脱退時等における出資金の払い戻しは、当 J A の電子管理により出資額を確認することとし、組合員様からの出資証券の提示は必要ありません。

以上

令和 3 年 3 月
岩沼市農業協同組合
管理部 0223-22-1255